五　国民保健の向上に資する業務であって前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名予防接種等関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

2　提供申出者が行う業務が法第二十四条第二項の規定により匿名予防接種等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

（匿名予防接種等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第十三条の六　法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。（新設）

（法第二十七条の厚生労働省令で定める措置）

第十三条の七　法第二十七条の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。（新設）

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ　匿名予防接種等関連情報に係る管理簿を整備すること。

ニ　匿名予防接種等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ　匿名予防接種等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名予防接種等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第十三条の四第一号に該当する者

(2)　暴力団員等